

消防法施行令の一部を改正する政令（案） 等に対する意見募集について

予 防 課

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成26年7月19日から平成26年8月17日までの間、意見を募集しています。

1 意見募集対象及び意見募集要領

【意見募集対象】

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
 - ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・ 火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）
- ※詳細については、消防庁HPの意見募集要領を御覧ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2607/260718_1houdou/02_houdoushiryu.pdf

2 改正概要

消防法施行令の一部を改正する政令（案）において、消防法施行令別表第一（六）項イに掲げる病院、診療所及び助産所におけるスプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものです。

3 改正理由

消防庁では、平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところです。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を義務付けるほか、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象とな

る施設の面積要件を見直します。併せて、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準を見直すこととします。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、スプリンクラー設備の設置を要しない診療科名、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動等を規定するほか、火災通報装置の基準において、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の基準等について規定することとします。

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令等を公布する予定です。



問い合わせ先

消防庁予防課 吉村補佐、新納
TEL: 03-5253-7523（直通）
FAX: 03-5253-7533